

第四号

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十八の項を十九の項とし、十七の項の次に次の一項を加える。

十八 私立の小学校の児童又は中学校の生徒の保護者等に対するその児童又は生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務の範囲を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。